# 4月8日(水)以降の臨時休業等の措置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令を受け、 学校保健安全法第 20 条に基づき、府立学校における臨時休業等の措置につい て下記のとおり通知がありました。

## 【4月8日以降の対応について】

- 1 令和2年4月8日(水)から5月6日(水)までの間を臨時休業とする。
- 2 令和2年4月8日(水)以降の入学式・健康診断等は延期する。
- 3 登校日は、当面の間実施しない。

ただし、大阪府の新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の実施の可否を判断する。

本校においても、この通知を持ちまして当面の間、生徒の登校日の設定はいたしません。

### 【新1年生の物品販売について】

\*4月9日(木)に予定していました実習服及び体操服の販売は延期いたします。 日程が決まり次第、ホームページでお知らせいたします。

## 【今後の予定について】

- \*休業中の学習課題等については、今後郵送でお送りする予定です。
- \*5月7日(木)以降の学校再開の予定は改めてホームページでお知らせいたします。

#### 【臨時休業中の注意事項について】

〇人の集まる場所等への外出を避け、基本的には自宅で過ごすようにしてください。